



島根労働局発表
平成27年7月30日

担 当	島根労働局労働基準部賃金室	
	賃金室長	北尾 正樹
	室長補佐	金坂 正也
	賃金指導官	大塚 仁志
	TEL 0852-31-1158	

応援します！ がんばる中小企業

～業務改善助成金のご案内～

事業場内の時間給 800 円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・器具の導入等に係る経費の一部を助成します。

1 支給要件

(1) 賃金引上計画の作成及び実施すること

事業所内で最も低い時間給（800 円未満）の労働者の賃金を、40 円以上引上げる計画を作成（就業規則等に規定）し、実施すること。

(2) 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと

（(1)単なる経費削減のための経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)社会通念上当然に必要な経費は除きます。）

(3) 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

2 支給額

平成 27 年 2 月から引上げ額・引上げ人数に応じて、助成の上限額を 100 万円から 150 万円に拡充。

3 制度創設 平成 23 年度

4 支給実績 申請年度別交付決定件数（平成 27 年 7 月 30 日現在）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
交付決定件数	3 件	7 件	15 件	27 件	2 件

5 申請先 島根労働局労働基準部賃金室

1 制度の概要

業務改善助成金制度は、地域別最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業の事業主を支援する目的で、中小企業の事業主が、事業場内で最も低い賃金を引き上げる賃金引上計画と労働能率の改善のための設備・機器等の導入などの業務改善計画を策定し、これを実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）を助成するものです。

2 対象事業主

中小企業事業主の範囲は、次の表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主です。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

3 支給要件及び支給額

【支給要件】

- ・事業場内で最も低い時間給（800円未満）を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。
- ・労働能率増進に資する設備・器具の購入に係る計画を作成し、実施すること。

【支給額】

- ・業務改善の経費の2分の1（企業規模30人以下の小規模事業者は4分の3）。
- ・平成27年2月から、引上げ額・引上げ人数に応じて、下表のとおり、助成上限額を引き上げています。

引上げ対象労働者数	事業場における賃金の引上げ額	助成上限額
1～9人	40～59円	100万円
	60円以上	100万円
10～14人	40～59円	100万円
	60円以上	130万円
15～19人	40～59円	100万円
	60円以上	140万円
20人以上	40～59円	100万円
	60円以上	150万円

4 平成 27 年 2 月の主な改正点

改正後	改正前
対象労働者の交付要件について、雇い入れ後 <u>6 月を経過</u> した労働者に限ることとなりました。	雇い入れ後 3 月を経過した労働者
助成金を利用して自主的に賃金の引き上げを実施した事業者名の公表への同意が必要となり、好事例として紹介します。	(新設)
助成金の <u>上限が最高 150 万円</u> までに引き上げられました。(賃金を引き上げる労働者の人数及び引き上げ額により助成額の上限額が変わります)	上限額は 100 万円
就業規則の改正経費、自動車(特殊用途自動車を除く。)の購入及び通常の事業活動を行うに当たり、社会通念上当然に必要な経費については、助成金対象経費に含まれません。	業務改善効果のある物品の購入、専門家への委託費等の業務改善を実施するために必要な経費

5 業務改善助成金の活用事例

(別添)

6 お問い合わせ先は

島根労働局労働基準部賃金室

〒690-0841

松江市向島町134-10

☎0852-31-1158

又は、島根県最低賃金総合相談支援センター

〒690-0886

松江市母衣町55-4 (一社) 島根県経営者協会内

☎0120-311-615

(東京都にある全国最低賃金総合電話相談センターにつながります)

へお願いします。

業務改善助成金については、厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)でも照会していますので、こちらもご参照ください。

※ 申請先は島根労働局労働基準部賃金室です。

業務改善助成事業の活用事例

A社の事例〔農業（従業員数3人）〕

【業務改善計画】

- ・ 大麦とソバの実を作付している農家において、大麦の収穫時にソバの実が混入することがあり、そばアレルギーの関係から卸先よりソバの実の混入を無くすよう強く要請されていた。そのため、従来より手作業にてソバの実を取り除いており、取り除く時間的余裕がない場合は、規格外品として通常価格の10分の1の値段で出荷していた。
- ・ カメラにより色・大きさの違いを検出し、不良品を取り除くことができる色彩選別機を導入することにより、自動でソバの実を取り除くことができるようになることにより、規格外品として出荷している商品も、正規の価格で販売することができるようになり、売上げの向上により、賃金の引上げを目指すもの。

【賃金引上計画】

- ・ 事業場内で最も低い賃金の時間給を、40円引き上げることを内容とする計画。

【助成額】 100万円（改善に要した費用：310万円）

B社の事例〔建設業（従業員数10人）〕

【業務改善計画】

- ・ 新築住宅の受注時において、顧客の要望を聞き取り、図面作成、見積書作成、外壁イメージ作成等をそれぞれ個別のソフトにより行っていたため、同じような作業を複数回行う必要があり、顧客の要望変更の度に複数のソフトにデータ入力を行う必要があった。
- ・ 住宅受注時の各業務を一元的に扱えるパソコンソフトを導入することにより、重複した作業工程を無くし、効率的に受注業務を行う事ができるようになり、労働能率を増進させることにより、賃金の引上げを目指すもの。

【賃金引上計画】

- ・ 事業場内で最も低い賃金の時間給を、40円引き上げることを内容とする計画。

【助成額】 66万円（改善に要した費用：89万円）